

ナイスビジネスレポート



発行所 ナイス経済研究センター株式会社
〒230-8571 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-1
TEL: 045 (503) 0630 FAX: 045 (503) 0636 MAIL: nib@nice.co.jp
毎月2回発行 1ヶ月購読料100円 年間購読料1,200円

注目の特集記事

「住まいの耐震博覧会」と
「木と住まいの大博覧会」を同時開催

Nice Business Report

林野庁・国土交通省・経済産業省

クリーンウッド法の運用案を公表

木材をはじめ対象物品を広く規定

林野庁と国土交通省、経済産業省は2月23日、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」について、施行規則案と合法性確認の判断基準事項を定める省令案、基本方針案を公表しました。

同法は、木材を製造・加工・輸入・販売する事業者や住宅関連事業者などの木材を利用する木材関連事業者に対し、合法性が確認された木材及び木材製品の流通や利用を図るよう努力義務を課すもので、民間取引における合法伐採木材の利用促進を目的としています。

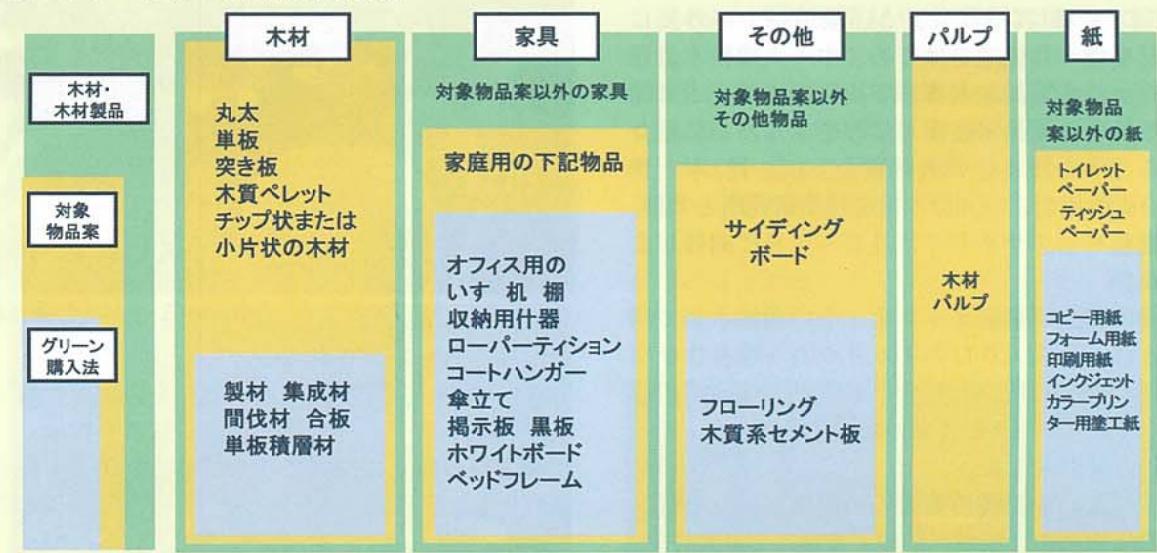
公表された運用案では、対象となる物品について、政府調達や公共工事などを対象とするグリーン購入法をベースに拡充して規定されました。木材については、グリーン購入法で対象となっていた製材や集成材、間伐材、合板、単板積層材に加え、丸太や单板、突き板などが対象に含まれることとされています。また、フローリングやサイディングボード、木質系セメント板のほか、いすや机、棚、収納などの家具、パルプ、紙などが広く対象とされました(図1)。

任意の登録範囲設定で柔軟な制度運用に

同法では、合法伐採木材の利用に向けた措置を適切かつ確実に講じる木材関連事業者を登録する制度が設けられます。登録は任意となっており、登録した事業者は「登録木材関連事業者の名称を用いることが可能となります。

登録は2種類に区分されます。原木市場や輸入事業者、丸太を直接仕入れる製材工場や合板工場、チップ工場は「第1種木材関連事業」

図1 クリーンウッド法の対象物品



林野庁・国土交通省・経済産業省資料より作成

となり、集成材工場やプレカット工場などの加工事業者、製品市場や販売店などの流通事業者、住宅会社など最終消費者に製品を供給する事業者は「第2種木材関連事業」となります。

第1種木材関連事業の場合には事業者単位での登録となり、取り扱う全ての木材に関して合法性の確認が求められます。一方、第2種木材関連事業の場合は、部材や製品、部門単位など、事業者ごとに範囲を設定でき、合法性の確認のしやすい部材から登録を進めるなど、柔軟に運用できる形となっています。

合法性確認書類に県産材証明も活用

合法性の確認は、第1種木材関連事業においては購入先から合法証明書を収集して行います。合法性の確認が取れなかった木材は、追加情報

の収集や流通経路の把握などの追加的措置を講じ、合法性が確認できれば取り扱いが可能です。第2種木材関連事業では、購入先が発行する第1種木材関連事業における合法性の証明書類を流通の各段階で再度確認していく形となります。

合法性の確認方法としては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく森林認証制度及びCOC認証制度や森林・林業・木材産業関係団体による認定制度、個別企業による独自の証明方法に加え、都道府県などによる県産材証明制度の活用が可能となっています。

登録制度は今秋に実施へ

今後は、パブリックコメント(募集期間: 2月22日~3月23日)を経て、5月20日に法律と施行規則が施行されます。基本方針と合法性確認の判断基準事項を定める省令については、法施行後に主務省である3省の協議を経て決定し、公布・施行されます。また、木材関連事業者の登録制度については、登録申請方法や必要書類などが順次示され、今年の秋頃から申請がスタートする予定です。

なお、対象物品の詳細など具体的な内容については、今後、Q&Aなどにより明らかとなる見通しです。

電子政府の総合窓口「e-Gov e」
パブリックコメント<案件番号: 550002453>
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に
関する法律施行規則案等について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

国土交通省 宅建業法改正に係る既存住宅状況調査技術者講習制度を創設

国土交通省は2月3日、「既存住宅状況調査技術者講習制度」の創設に当たり、登録規定及び「既存住宅状況調査方法基準」を公布し、同日施行しました。

同制度は、宅地建物取引業法が来年4月に改正施行され、既存住宅の媒介時に宅地建物取引業者に住宅状況調査(インスペクション)に関する説明や報告などが義務付けられることに関連し、同法に位置付けるインスペクションの実施者を育成するものです。一定の要件を満たす講習を国土交通大臣が登録し、講習実施機関が登録規定に基づき講習を実施することとなります。

講習は建築士が対象で、既存住宅状況調査の概要や手順、結果の活用などをはじめ、既存住

宅状況調査方法基準に基づき、技術的基準の詳細や調査報告書の作成方法などについて講義が行われます。

今回規定された既存住宅状況調査方法基準は、住宅瑕疵担保履行法に基づく既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法となっています。

国は、改正宅地建物取引業法によるインスペクションの活用と共に既存住宅売買瑕疵保険の活用を併せて推進することで、売り主・買い主の双方が安心して取引できる市場環境を整備し、既存住宅流通市場の活性化を図っていく方針です。

国土交通省
既存住宅状況調査技術者講習制度について
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/kisonjutakuinspektion.html>

木と住まいの大博覧会2017東京 木材総合シンポジウム 第1弾

木材新時代!! 木材から地方創生とレジリエンスを考える

木と住まいの大博覧会では、2月4～5日の2日間にわたり、(一社)木と住まい研究協会の主催で木材総合シンポジウムが行われました。今回は、2月4日に開催されたパネルディスカッション「木材から地方創生とレジリエンスを考える」の内容を紹介します(2月5日開催のパネルディスカッション「健康な住まいのヒント 香る木づかい」の内容は3月15日号に掲載予定)。



五十田 博 氏
京都大学生存圏研究所
生活圈構造機能分野教授



三井所 清典 氏
(公社)日本建築士会連合会会長



宮澤 俊輔 氏
林野庁 木材産業課長



長尾 年恭 氏
東海大学海洋研究所 教授
地震予知・火山津波研究部門長



モデレーター
平田 潤一郎
(一社)木と住まい研究協会
専務理事

大地震からレジリエンスを考える

平田 昨年4月に発生した熊本地震では、震度7の揺れを2回観測しました。レジリエンスの観点から木造住宅をどのように考えますか。

五十田 国土交通省と(一社)日本建築学会は、益城町周辺の震度7を襲った地域の建物2,500棟余りを調査しました。熊本地震では1981年以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅のうち28.2%が倒壊・崩壊、17.5%が大破し被害を受けていますので、耐震補強を進めることが大切です。一方で、2000年に改正された現行の新耐震基準で建てられた木造住宅で倒壊したものはわずか2.2%で7棟に留まりました。そのうち4棟は不十分な施工や地盤の崩壊とされています。適切に建設された木造住宅は2度に及ぶ震度7の揺れに対する倒壊・崩壊の防止にも有効で、現行の新耐震基準が妥当であると確認することができました。

建築基準法を守っていれば、一部損壊程度はあっても、半壊することはないと思っている方が多いかもしれません。しかし、建築基準法が求めている耐震基準は、倒壊した建物の下敷きになって死亡しない性能です。現行の新耐震基準よりも耐震性能の高い設計をすれば、度重なる余震にも安心して生活ができるレベルで建てることが可能です。

三井所 (公社)日本建築士会連合会と(一社)木と住まい研究協会は、震災後間もなく熊本県と木造応急仮設住宅の建設に関する包括協定を結びました。県内の製材事業者や流通事業者、施工事業者の方々とチームを結成して、被災者の体に優しく、地域経済を支え、環境に貢献するスマートウェルネス型木造応急仮設住宅が完成

しました。これは、今後の震災対応に備え、復旧の在り方を考えるきっかけになったと考えています。

地震大国の日本では、各地で地震が発生する可能性があり、モデルとなるような木造応急仮設住宅を各県建築士会が対応できるよう整えておく必要があります。

最近では、良質な木造の自立再建住宅である「くまもと型復興モデル住宅」をつくり県内の事業者がチームとなって被災者の方々の相談にのっています。

宮澤 不幸にして地震が起きました場合にはスピーディーな復興が大切です。応急仮設住宅と自立再建住宅に地元の木材を使うことができれば、地元経済にも良い循環が生まれます。また、日本木材青壮年団体連合会が取り組んでいる木造応急仮設ハウス備蓄プロジェクトが熊本地震の際に活用されたように、地震が発生して仮設住宅ができるまでの間、子どもや高齢者などの避難所での生活が困難な方への取組についても大切であると考えています。

長尾 阪神・淡路大震災では、最大震度7の揺れにより、死者6,433人、住宅被害24万8,412棟という大きな被害を残しました。神戸市内では地震が発生したその日のうちに約97%の方が亡くなり、そのうち約8割の方は地震発生から10分以内に亡くなっています。また神戸市内の犠牲者は、83.3%の方が建物の倒壊による窒息死や圧死、損壊死などで亡くなっています。

政府の地震調査委員会では、「南海トラフ巨大地震」の今後30年以内の発生確率を70%程度としていますが、日本列島はいつどこで地震が起きてもおかしくありません。将来、首都直下地震も東海地震も富士山の噴火も必ず起こります。ご自宅の中でも特に寝室にいる時間が長くなるので寝室を強くしたり、水を備蓄しておくことが防災では大切です。

木材利用からレジリエンスを考える

平田 國土強靭化(レジリエンス)における木材利用のあり方についてお聞かせください。

長尾 当研究所では、日本の地下で起こっている現象を可視化し、今後半年から1年後の地震の発生を予測する「地下天気図」を公開しています。発

生場所やマグニチュードといった力学的な現象と、発生時期といった電磁気学的な現象とを組み合わせ、更に最新の統計物理学を導入して、地震予知の精度と実用性の向上に努めています。

しかし、地震予知の精度がいくら向上しても、地震大国の日本において大地震の発生を防ぐことはできません。自分や家族の命を守り、地震後に安心して暮らし続けるためにも、地震に強いしっかりとした木造住宅に住むことで、少しでも地震による被害が少なくなることを願っています。

五十田 一般消費者の中には、木造建築物が地震に弱いと思っている方もいるようですが、耐震設計を行い適切に施工することで、木造建築物は高い耐震性能を確保できます。また、CLTなどの開発により、木造による高層の建物も現実化されつつあります。

ヨーロッパを中心に木造による多層階の建設が進んでおり、持続可能性に優れた木材を利用した建設は世界的な潮流となっています。

三井所 日本でも公共建築物をはじめ、民間の様々な建築物でも木造化が図られています。現在、木を多用した新国立競技場の建設が進められていますが、木造による屋根架構が可能であることを当連合会が試設計で確認し、国に提言書を出したことがきっかけとなり実現しました。この新国立競技場が象徴となって、より一層木材利用の機運が高まると思っています。

そのためにも、設計者の木造や木質化における技術向上を図ることが重要であり、引き続き取り組んでいきます。

宮澤 日本は、森林率が第2位の森林大国となっています。しかし、森林の年間蓄積量約1億m³に対し、利用量は約2,500万m³に留まっています。木造住宅や木造建築物は、鉄筋コンクリート造と比べ約4倍もの炭素を固定しており、地球温暖化防止というレジリエンスの観点からも極めて大きな役割を担っています。

木材を使うことは、土砂災害の防止や土壤保全、水源涵養にもつながります。

2025年までに木材自給率を50%にまで引き上げるべく、木造住宅の普及促進や建築物の木造化、内装木質化など木材利用の拡大に取り組んでいきます。

平田 木材は人にも環境にも優しく、レジリエンス力が高い素材と言えます。住宅のみならず非住宅の分野でも木材の利用を進め、日本の国土を守り持続可能な社会を実現していきましょう。本日は、ありがとうございました。



300人超の聴講者で会場が埋まった特別シンポジウム